

報告第7号

債権放棄の報告について

大府市債権管理条例（平成22年大府市条例第1号）第12条の規定に基づき、債権を放棄したので、同条例第13条の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

大府市長 岡村 秀人

債権放棄報告書

所 管 課	私債権等の種類	件 数	金 額 (円)	理 由	時 期
水道経営課	水道料金	4	17,912	条例第12条第2号	令和8年3月31日
		53	223,020	条例第12条第4号	令和8年3月31日
合計		57	240,932		

備考

- 1 条例第12条第2号 破産法（平成16年法律第75号）等の規定により、債務者が私債権等につきその責任を免れたとき。
- 2 条例第12条第4号 徴収停止の措置をとった私債権等について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。